

松本市監査委員 様

松本市長 臥雲 義尚

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

令和4年2月7日付けの包括外部監査の結果通知について、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

対象所属	監査の結果	措置／ 対応状況	措置の内容
<p>資産税課 (p.57)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (1)-1 土地 1) 住宅用地の課税標準の特例の適用（指摘） 住宅用地の課税標準の特例の適用にあたっては、「地方税法第三百四十九条の三の二の規定における住宅用地の認定について」等の一部改正について（平成27年5月26日総税固第42号）を適用することにより、公正かつ公平な課税をより一層推進すべきである。すなわち、家屋（住宅）について、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には住宅には該当しないものであることから、住宅用地の課税標準の特例を適用しないことにすべきである。 特に、公示送達者の中に住宅用地の課税標準の特例を適用している場合が含まれているときには、家屋（住宅）が今後人の居住の用に供される見込みはほとんどないと認められることから、優先的に家屋（住宅）の現況調査を行い、人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、住宅用地の課税標準の特例を適用しないことにすべきである。</p>	<p>対応状況</p>	<p>現在の対応状況として、公示送達者のうち、住宅用地の課税標準の特例を受けているすべての土地（48件）について、現地調査を実施しました。壁や屋根が崩壊して、家屋としての要件を満たさないもの2件について、課税標準の特例の適用を見直し、令和4年度の固定資産税から適用します。 また、今後の措置の方向性としては、左記の地方税法の取扱いについて、他市の事例を参考にしながら、適正課税に努めます。</p>

<p>資産税課 (p.57)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (1)-1 土地 2) 住宅用地の家屋(住宅)の計画的な現況確認(意見) 住宅用地の家屋(住宅)は、今後人の居住の用に供される見込みがないと認められるかどうかについて、計画的に現況調査を行うことが望まれる。 当該現況調査は、3年から5年後以内に順次施行される所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の適用にあたり、不動産登記法の改正によって義務化される相続登記や住所等変更登記の申請等への対応が円滑に実施できることにつながる。</p>	<p>対応状況</p>	<p>公示送達者以外の土地に対し、計画的な現況調査を行うため、空き家担当部局と連携を図ります。 また、所有者不明土地の解消にむけた民法等の制度の変更も踏まえ、他市の状況を参考にしながら、適正課税に努めます。</p>
<p>資産税課 (p.62)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (1)-2 家屋 1) 未特定家屋の早期解消(指摘) 未特定家屋は現況が把握できていない家屋であり、課税されていない家屋だけでなく、滅失漏れにより課税されたままである家屋もあることから、現状では公正かつ公平な課税が行われているとはいえない。速やかに解消すべきである。</p>	<p>対応状況</p>	<p>平成29年度から令和元年度にかけて、未特定家屋の把握を業務委託により実施し、結果を踏まえた実施計画を策定しました。 現在、実施計画に基づいた調査を実施しているところです。 令和3年度までに対象の絞込みを行い、令和4年度から本格的な調査業務を実施する予定です。 なお、未特定家屋の早期解消の手法について、先進市の事例等を参考に研究・検討を進めています。</p>
<p>資産税課 (p.62)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (1)-2 家屋 2) 未特定家屋調査の速やかな実施(意見) 未特定家屋調査業務の実施計画では令和9年度に業務が完了することになっている。未特定家屋は6年後の解消を目指すのではなく早期に解消すべきであり、また、長期間にわたり作業することは対象となる未特定家屋が滅失したり新たに生じたりすることによって作業が非効率になるともいえる。近隣市の未特定家屋の解消作業は10年以上かけて行われていたが、これに倣うことなく、多くの作業を業務</p>	<p>対応状況</p>	<p>課税の公平性を早期に確保しなければならぬことや、作業の長期化による非効率化の抑止は、当該業務の肝であると認識しています。 業務委託は、未特定家屋を短期間で解消するための効果的な手法であることから、先進市の事例について、情報収集・事例研究を進めています。 今後、業務委託の導入について、検討を具体的に進めます。</p>

	委託等とすることを検討するなど、可能な限り短期間で解消することが望ましい。		
資産税課 (p.68)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(1)-3 償却資産</p> <p>1) 償却資産実地調査の実施(指摘)</p> <p>固定資産税(償却資産)の申告指導については、税務署等の調査から「令和2年度償却資産(固定資産税)の申告について(お願い)」の送付及び電話での問い合わせや資料提供のお願い(郵送により固定資産台帳の提出を求める簡便な調査(書面調査))を十分に行っていることを確認した。</p> <p>しかし、実地調査(申告者と日程を調整し訪問して決算書、法人税申告の確認、現況の資産の状態の確認していく現地での実地調査)はほとんど実施されていない。未申告者を放置しているともいえる。</p> <p>実地調査は、申告書を提出させることになることはもちろん、未申告者を牽制する効果もある。なるべく多くの実地調査を行い、申告率を向上させる必要がある。その結果、公正かつ公平な課税を推進することにつながり、合わせて収入の増加を図ることになる。実地調査の具体的な実施方針等を定め、それに基づく実施調査を行うべきである。</p>	対応状況	<p>実地調査に対応するため、課内体制及び職員間の業務体制の見直しを進め、業務の効率化を図っています。</p> <p>見直しによる未申告者への対応として、実態の把握ができない飲食店3件について、実地調査を継続して行っています。</p> <p>今後、他市の取り組み状況等を研究し、実地調査方針を定め、更なる調査に取り組みます。</p>
市民税課 (p.80)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(2) 個人市民税</p> <p>1) 納税額の確認及び確定(意見)</p> <p>個人市民税の税額確定の事務手順を確認した際に次の状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の業務マニュアルが存在するが、全体を把握できるマニュアルや業務フローなどの業務手順を示す書類が確</li> </ul>	措置	<p>業務全体を把握できる業務フローについて作成しました。</p> <p>また、業務全体を把握できるマニュアルについては、既に個々の業務マニュアルが存在するため、個々の業務マニュアル名を全体の業務フローに表示することによって、確認しやすくしました。</p> <p>課税誤りが判明した場合については、課税誤りリストに内容や原因を入力することにより、組織として誤りやすい事例等を共有・原因分析</p>

	<p>認できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税額の確認は、多くの場合担当者一人で完結され、担当者個人の経験、知識による作業となっており、他者による確認が十分にできていない。</li> <li>・ 過去に発生したエラーの内容やその原因分析が組織として共有されていない(ただし、直近年で重要な納税額の誤った事例は認められない。)</li> <li>・ エラーリストなどの課税の確定や修正の過程がわかる資料は、直前年度分のみ保管されているが、その取り扱いが明確でない。</li> </ul> <p>税額の確認は、担当者個人の経験、知識によるところが多い。担当者の異動等により、業務手順が十分に引き継がれず、業務の効率性が損なわれるばかりか、適切な確認体制が維持できなくなるおそれがある。また、各担当者の業務処置の経緯等(課税確定の根拠、変更や修正の変更履歴や根拠等)の保管が十分でないことから事後的に確認することができない状況にある。</p> <p>事務業務はどの担当者が行っても画一的に行われ、遡及確認できる体制をとることが重要である。そのため、業務の拠り所となる手順等を「見える化」した業務手順書、マニュアル等を整備することが望ましい。</p>		<p>します。</p> <p>エラーリストなどの、課税の修正過程がわかる資料については、今後5年間保管します。</p>
<p>市民税課 (p. 80)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(2) 個人市民税</p> <p>2) 未申告調査の拡充(意見)</p> <p>個人市民税の未申告の調査として様々な対応を実施しているが、納税者が届出や申告の義務のあることを理解していない場合や、納税者が意図的に届出や申告をしない場合など、現状の調査だけでは、十分に未申告者を発見することができない。</p> <p>現状の調査体制では、次の場合などに未申告者を発見できないおそれがある。</p>	<p>対応状況</p>	<p>松本市保健所から令和4年5月1日現在の「松本市内における食品衛生法に基づく個人申請の営業許可施設」の情報を取得し内容を確認しましたが、施設の所在地、施設名称、許可期間、申請者名、業種のための提供のため、事業所課税をするための個人を特定することができませんでした。</p> <p>今後も課税の公平性をより高めるため、未申告者・未納税者の調査方法を研究します。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本税務署所轄以外の個人が、市内に支店・営業所・店舗を設置し事業する場合</li> <li>・ 市に給与支払報告書を意図的に提出しない法人・事業者がいる場合</li> <li>・ 退職金の住民税は事業者が特別徴収するが、特別徴収を認識していない事業者、意図的に特別徴収しない事業者がいる場合</li> </ul> <p>課税の網羅性・公平性をより高めるため、未申告者・未納税者の調査方法や部署連携を強化するなど、効率化を含め検討することが望まれる。</p>		
市民税課 (p. 80)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(2) 個人市民税</p> <p>3) 過料の適用 (指摘)</p> <p>未申告者に対し市税条例第 36 条の 4 に基づく過料を課した実績がない。過料を課す場合の判断基準や手順等について画一化されたルールが整備されていない。</p> <p>市税条例第 36 条の 4 において、正当な理由なく、申告がない場合、過料を適用することとなっている。未申告者がゼロでない限り、過料を課すか否かの検討は行われ、必要に応じて課すべきと考える。また、課さないときは客観的な判断根拠を示す必要がある。</p> <p>課税の網羅性及び公正性を担保するため、申告書を正当な理由がなく提出しなかった者に対し、過料を課すためのルールを明確にし、それに沿った事務処理を行うべきである。</p>	対応状況	<p>申告しなかった場合 (申告書の提出が遅れた場合) の過料の適用のため、「正当な理由」についての明確な要綱 (ルール) を設置すべきとの指摘ですが、理由の正当性を客観的に判断できる基準を設けることは非常に困難であることから、現時点では個々のケースについて個別に判断していきたいと考えています。</p> <p>当然、過料を科すような事案が発生することのないように、申告などの義務について理解が得られるよう周知します。</p> <p>また、過料を科す場合の具体的な運用について、他市の事例も参考に研究します。</p>
市民税課 (p. 88)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>1) 市民税申告書未提出法人への対応 (指摘)</p> <p>法人台帳に登録され事業活動の休止・廃止等の確認ができず、市民税申告書の提出のない法人</p>	対応状況	<p>令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月までの申告書未提出法人 155 件に対し、令和 4 年 2 月までに通知による申告勧奨を実施しました。今後も通知による申告勧奨を継続的に実施します。</p> <p>また、申告書未提出の法人に対しては、事業実態把握などの調査手</p>

	<p>が認められた。次のような状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人台帳登録法人で、市民税申告書未提出の法人が令和2年度において247件ある。</li> <li>・ 上記の申告書未提出法人に対する申告指導が十分に実施されていない。</li> <li>・ 上記の申告書未提出法人の事業活動の現況を確認した記録が残されていない。</li> <li>・ 申告書未提出法人に対する調査の判断基準・調査方法等のルールが文書化されていない。</li> </ul> <p>把握されている申告書未提出法人に対しては、申告勧奨し、その事業の実態を把握するとともに、適時・適切な対応を実施する必要がある。そのためには、未申告に係る調査手順、権限等を明確にしたルールと体制を整備し、それに従った画一的な処理を行い、公平かつ公正な事務処理とすべきである。</p>		<p>順、ルール、権限等を明確にしたマニュアルを作成し、画一的な処理による公平かつ公正な事務処理に努めます。</p>
<p>市民税課 (p.88)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (3) 法人市民税 2) 休業法人の調査と管理（指摘）</p> <p>法人市民税で休業として法人台帳に登録され市民税申告書が未提出となっている法人について、次の状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休業として法人台帳に登録されている法人が、令和2年度において639件ある。</li> <li>・ 休業登録から20年以上経過している法人数が93件、10年以上経過している法人が260件存在する。</li> <li>・ 休業登録された法人に対しては、確定申告前の申告書の送付や申告勧奨は行われない。</li> <li>・ 休業登録された法人について、担当課は税務署情報、登記情報、県からの情報で申告の有無を確認しているが、事業活動を再開しているかの調査</li> </ul>	<p>対応状況</p>	<p>長期間休業として法人台帳に登録されている法人について、事業活動を再開しているかの調査を実施します。</p> <p>また、休業登録された法人の管理方法について、マニュアル作成等を検討し、画一的な処理による公平かつ公正な事務処理に努めます。</p>

	<p>の確認は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休業法人として台帳登録し、休業状態を継続的に調査するための、事務手順に係る明文化された規定・マニュアル等はない。</li> </ul> <p>休業状態が継続しているかの調査は、税務署情報、登記情報、県から得た情報の限りで行われている。休業から事業活動を再開し、市への届出申告を失念している法人や、意図的に休業を仮装している法人などを把握するには十分ではない。</p> <p>長期間休業として登録されている法人が多くあり、その実態は十分には把握されておらず、また、休業登録の要件や、事業の活動状況の調査に係る明文化された規定やマニュアルがなく、画一的で的確な処理が行われているとはいえない。</p> <p>休業登録された法人に対する調査を含む管理方法を構築すべきである。</p>		
<p>市民税課 (p. 88)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>3) 均等割の確認手順等の明確化(意見)</p> <p>法人市民税の均等割の確認について、次の事実を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度確定申告の均等割区分と当年度確定申告の均等割区分が相違した場合には、法人台帳登録と県の課税情報との整合性の確認を行っている。</li> <li>・ 均等割区分が全事業年度と相違しない場合は資本金等の額について確認が行われていない。</li> <li>・ 期末の従業者数の確認は行われていない。</li> <li>・ 均等割額の確認に係る明文化されたルールが整備されていない。</li> </ul> <p>法人市民税の均等割額については、国税や県では調査・確認されず、市による検証体制の構築</p>	<p>措置</p>	<p>長野県からデータで受領した資本金等の情報と法人市民税台帳情報を業務システムにより照合し、エラーリストを作成。申告された均等割額の正確性の検証を画一的かつ効率的に処理ができるよう改善しました。</p> <p>なお、期末の従業者数の税率は、50人以下若しくは50人超の2区分であること、また、従業者数の算出はアルバイト・パートタイマー・日雇者を加えても差し支えないとされており、法人によって採用する算出方法が異なることから画一的な正確性の検証は困難と考えます。</p>

	<p>は必須である。</p> <p>法人市民税の均等割の課税標準となる納税義務法人の期末の従業者数や期末の資本金等の額について、どのように検証し、申告された均等割額の正確性・妥当性を確認するのか手順を明確にしたマニュアル等の整備が望まれる。</p>		
<p>市民税課 (p.89)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>4) 未登録法人の調査手順等の明確化(意見)</p> <p>法人台帳に未登録の法人を把握するため、主な確認作業は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本税務署管轄法人の税務署台帳異動資料(法人登記事項の異動)の閲覧</li> <li>・ 長野県からの法人税額通知書により得た申告情報と、本市の台帳登録情報との突合</li> <li>・ 大型テナントに対する調査</li> </ul> <p>上記の確認作業について明文化されたマニュアル等は、大型テナント法人調査マニュアル以外に整備されていない。</p> <p>重大な申告漏れを防止するため、客観的・画一的な調査が行えるよう明文化されたルールや体制の整備の検討が望まれる。</p>	<p>対応状況</p>	<p>現在実施している調査のフローを作成し、調査手順の明確化を図ります。また、本市の他部署で把握している情報が、資料として使用できるか検証を続けるとともに、客観的・画一的な調査ができる仕組みづくりについて研究します。</p> <p>検討経過 給与支払報告書(総括表)、一般廃棄物処理業等許可業者、食品営業許可台帳等について検証済</p>
<p>市民税課 (p.89)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>5) 中間申告によるみなす申告(指摘)</p> <p>中間申告の調定について、次の場合に法人市民税の賦課及び調定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間申告書の提出があった場合に調定する。</li> <li>・ 中間申告書の提出がなく予定申告額の納税があった場合に調定する。</li> <li>・ 確定申告書の提出により予定納税額が判明した場合に調定する。</li> </ul> <p>中間申告の提出期限までに中</p>	<p>措置</p>	<p>令和3年4月から令和4年1月までの中間申告の必要な法人を把握し、申告調定及び入金等によるみなす調定を実施していない2法人に対し、令和4年3月にみなす調定を実施しました。</p> <p>今後は、継続的に実施し、公平かつ公正な事務処理に努めます。</p>



	<p>間申告や中間納税がない場合、中間申告の提出期限後にみなす申告に基づく賦課及び調定が行われていない。</p> <p>法人税の中間申告義務のある法人が法人市民税の予定申告書又は仮決算による中間申告書を提出期限までに提出しなかった場合には、地方税法施行令の規定によって計算した法人市民税額（法人税額及び均等割額）等を記載した申告書が提出期限に提出されたものとみなすとされている。市税が網羅的に調定されないおそれがあるほか、意図的に中間申告や中間納税しない法人を許容するおそれがある。</p> <p>中間申告義務法人を網羅的に把握し、法令に従い中間申告期限到来時にみなす申告に基づく賦課及び調定を行うべきである。</p>		
市民税課 (p. 89)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>6) 未届法人・未申告法人に対する罰則（意見）</p> <p>未届法人について、松本市市税条例第 36 条の 4 に基づく過料を科した実績がない。また、未申告法人について、地方税法及び松本市市税条例等に罰則の規定がない。</p> <p>未届法人・未申告法人が適切に届出・申告するインセンティブが働きにくく、課税の網羅性・公平性が担保されないおそれがある。</p> <p>未届出・未申告の悪質なケースには、適切な届出・申告を促す仕組みの検討が望まれる。</p>	対応状況	<p>未届法人・未申告法人に対して過料を科した実績はございませんが、その事実が判明した場合、又は申告が遅延した場合には罰則として延滞金を課しています。</p> <p>これらの法人について、更に条例等により過料を科するための理由の正当性を客観的に判断する基準を設けることは、非常に困難であるため、個々のケースについて判断し、対応するため、過料を科す場合の具体的な運用について、他市の事例も参考にして研究します。</p>
市民税課 (p. 90)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(3) 法人市民税</p> <p>7) 業務マニュアル等の整備（意見）</p> <p>現在、市民税課において通常業務の手順を示したマニュアルや業務フロー等が整理・保管さ</p>	対応状況	<p>マニュアル作成や業務フロー等の整理及び保管については順次検討します。</p>

	<p>れていない。</p> <p>業務マニュアルに相当する資料として、毎月の業務予定表を作成し、これにより業務の管理を行っている。</p> <p>毎月の業務予定表で業務の項目は確認できるが、業務内容の詳細や業務上の留意点の記載はなく、日々の業務処理を正確かつ妥当に進めるには十分ではない。担当者個人の経験や知識によることが多く、異動などで担当者が変わったときに、業務レベルが維持できないおそれがある。</p> <p>効率性の向上や処理ミスの再発防止等のためにも、過去に発生したエラー等の業務処理上の課題などを参照し、業務手順等を明確にしたマニュアル等を整備することが望まれる。</p>		
<p>納税課 (p.93)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(4) 市税の滞納整理</p> <p>1) 本税納付前の滞納期間に係る延滞金の管理（意見）</p> <p>市税延滞金の管理について、次の状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税に係る延滞金は本税が納付され、延滞金が入金したときに調定している（事後調定）。</li> <li>・ 本税が納付されず法定納期限を経過した本税に係る延滞金は、歳入計上の対象とはならない。また、事前の調定を伴う租税債権としても認識されない。</li> <li>・ 滞納処分のための強制執行手続においては、未納付本税に係る延滞金は「滞納市税等」に含めて権利主張されている。差押調書においては、差押対象の滞納額として「要す」と表示され処理されている。</li> <li>・ 法定納期限までに本税が未納の市税に係る延滞金は、納税管理システムで管理するのみで、財務会計システム上の処理は行われていない。</li> </ul>	<p>対応状況</p>	<p>本税納付前の滞納期間に係る延滞金の管理については、複数部署に関係してくる案件であることから、適正な管理となるよう、関係各課を含めて協議・検討を進めます。</p>

	<p>納期限を超過し、納付前の本税に対する所定の延滞金は、調定を伴う租税債権としての権利認識をしないとする一方、滞納処分における差押等において差押対象債権に含めていることは整合性を欠いている。</p> <p>調定行為が行われなければ、歳入計上の対象とはならない。しかし、市町村民税の納税義務者は、納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、所定の延滞金を加算して納付する義務を負っている(地方税法第 326 条)。したがって、これらを租税債権として認識し管理することが望ましい。</p>		
<p>納税課 (p. 94)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (4) 市税の滞納整理 2) 延滞金の調定期限(指摘)</p> <p>市税延滞金の調定期限及び債権管理について次の状況が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞金の調定期限について、納入通知書を発送しないものと分類し、入金したときに調定している(事後調定)。</li> <li>・ 延滞金に関する納税者への通知文書は、調定が行われず発送されている。</li> </ul> <p>延滞金は、納入通知書又は納入の告知に関する文書を発送した年度に属するものとして規定されている(地方自治法施行令第 142 条第 3 項)。また、地方自治法施行令及び松本市財務規則では、延滞金納入の通知は、口頭、掲示その他の方法により通知することができるものと規定されていることから、延滞金の納税者への通知は、所定の納入通知書ではなく、他の通知文書をもって行われている。したがって、延滞金は、納税者への通知文書の発送時には調定すべきである。</p> <p>「松本市会計事務の手引き」において、延滞金は、随時収入のうち納入通知書等を発送しない</p>	<p>対応状況</p>	<p>延滞金の調定期限について、確定延滞金の事前調定を行うために必要な課題(規定との整合等)を関係部局と整理し、実施の方針を定めるよう、今後検討を進めます。</p>

	<p>ものとして例示されており、市の実務もこれに従って調定(事後調定)されている。しかし上記のとおり延滞金納入通知文書が、納入通知書に代わるものとして法令上規定されていることから、同手引きに示される「納入通知書等を発するもの」を適用して調定(事前調定)する必要がある。法令・条例等の規定や「松本市会計事務の手引き」の規定を再確認し、適切な調定行為が行われるよう体制を再構築すべきである。</p>		
<p>納税課 (p.94)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (4) 市税の滞納整理 3) 分納について(指摘)</p> <p>分納は原則として許容されていないが、分納を各担当者判断で許容している事例が確認された。納税者と「市税債務の承認及び分納納付誓約書」を取り交わしているが、組織内部の承認や確認の書類が残っていない。また、分納が制度上許容されていないが、実態として分納が行われている。</p> <p>分納が各担当者の判断で行われ、債権の回収について正確性や公平性が損なわれるおそれがある。分納が許容されていないのであれば担当者や部門の判断で実行すべきではない。やむを得ず分納を許容する場合でも、分納処理に係る規程や手順を明確にし、組織として確認や承認を行い、当該判断過程を文書化するなどして、客観的な事務処理となるよう仕組みを構築すべきである。</p>	<p>対応状況</p>	<p>分納に関する相談については、法令に則り猶予制度を基本に対応していきます。</p> <p>整理状況や対応状況については課内共有を必須とし、上席、所属長の承認を取ります。</p> <p>また、担当者判断による正確性、公平性が損なわれないよう、法令に即しながら柔軟な対応ができるよう、猶予制度にかかるマニュアルを整備するための課内チームを編成し、検討を開始しました。</p>
<p>納税課 (p.94)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (4) 市税の滞納整理 4) 執行停止における調査資料保管の不備(指摘)</p> <p>「執行停止処理実施上の内規」において、執行停止処分するときは預金調査や収入調査を行</p>	<p>対応状況</p>	<p>執行停止における調査資料保管の不備については、決裁文書に添付する財産調査添付様式に基づいて適正な書類の管理について再度徹底します。</p> <p>また、執行停止決定までの過程が把握できるように現状の内規を見直し、正確・公平な判断ができる体</p>

	<p>うことになっている。</p> <p>しかし、令和2年度の執行停止に係る監査において次の事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金調査が行われたことを確認できない事例</li> <li>・ 調査資料が保管されていない事例（調査資料が直ちに見当たらない事例）</li> </ul> <p>執行停止の要件を充足していることの確認や判断の適切性、客観性を裏付けるためにも、調査の記録を適切に保管し執行停止に係る判断過程を説明できる体制を構築すべきである。</p>		<p>制を整えるための課内チームを編成し、検討を開始しました。</p>
<p>納税課 (p.95)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(4) 市税の滞納整理</p> <p>5) 執行停止処分の決定プロセスの明確化（意見）</p> <p>5年前に徴収体制を変更して、担当者が滞納額の徴収から執行停止処分の判断までを行うようになり、完納が見込めない滞納額を執行停止処分とする判断を行うことが増加した。その結果、滞納額が全体として減少している。しかし、令和2年度の執行停止について監査をしたところ、執行停止処分が明らかに遅い案件や強制執行を検討すべきと思われる事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長野県地方税滞納整理機構に移管した滞納額が執行停止判定で返還され、納税義務者に経済活動はなく未納状況に変化はない状況であったが執行停止処分までの判断が遅かった事例</li> <li>・ 長野県地方税滞納整理機構に移管した滞納額が執行停止判定で返還され、執行停止処分とした。その後も新たな滞納が累積しているにも関わらず、執行停止処分までの判断が遅かった。本人行方不明により執行停止処分とした事例</li> <li>・ 事業を継続し借入金を返済している滞納者について、多</li> </ul>	<p>対応状況</p>	<p>執行停止処分の決定プロセスの明確化について、執行停止決議書に処分決定までの過程を記載することを課内で徹底しました。</p> <p>また、執行停止判定が適正な時期に行われ、かつ適正な判定が行われるよう現在の内規を再度見直し、さらにガイドラインを作成するための課内チームを編成し、作成に取り組んでいます。</p>

	<p>重債務があり完納が見込める状況ではなく、かつ財産もほとんどない状況であり、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとして執行停止処分とした事例</p> <p>執行停止処分を決定する際に、責任者が担当者にヒアリングをしているという説明を受けたが、執行停止決議書の停止事由欄及び備考欄や滞納者明細（様式第2号別紙2（第4条関係））を確認したところ、執行停止処分が遅くなった理由や強制執行をしない理由の記載がほとんどないことから、執行停止処分の検討が十分であったとはいえない。執行停止処分を決定する際には、担当者、グループ長、課長等において十分検討し、その検討過程（決定プロセス）を執行停止決議書に記録することが望ましい。</p>		
<p>納税課 (p. 95)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (3) 法人市民税 6) 規程、マニュアル等の整備（意見）</p> <p>「執行停止処理実施上の内規」はあるものの、滞納整理業務における規程やマニュアル等が十分に整備されておらず、業務手順や確認方法が明確となっていないことが散見された。</p> <p>規程やマニュアルがないと、担当者の経験と知識による判断になり、適切性、客観性に裏付けられた判断による処理が行われないおそれがある。業務に関連する規程やマニュアル等を明文化し、画一的な処理が行われる体制とすることが望ましい。</p> <p>特に、執行停止処分を決定する際には担当者の判断によるところが大きくなるため、執行停止処分とする目安（質的及び金額的判断基準）として規程やマニュアル等を作成することが望ましい。</p> <p>規程やマニュアルは、債権に</p>	<p>対応状況</p>	<p>規程、マニュアル等の整備については、既存のマニュアルを再度見直し、画一的な処理が行われるよう整備を行います。</p> <p>執行停止についても、業務手順、停止処分決定の判断基準となるガイドラインを作成するための課内チームを編成し、作成に取り組んでいます。</p>

	より事情が異なるため最低限守るべき基準として設定することになると考える。		
移住推進課 (p.102)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>1 市税</p> <p>(5) ふるさと寄附金（ふるさと納税）</p> <p>1) ふるさと納税制度の活用（指摘）</p> <p>平成28年度から令和2年度までの5年間について、県下77市町村の寄附金受入額と、住民が他の市町村等に寄附を行うことにより翌年度控除される市民税を比較すると、控除額超過となっている市町村は3団体であり、市の市民税控除超過額は突出している。</p> <p>ふるさと納税制度の下、市においては、ふるさと納税制度導入による増収効果を楽しむことができない。また、市の稼ぐ力を底上げする方針と、ふるさと納税の受入実績が適合していないと考えられる。</p> <p>従来の対応（実績）を見ると、ふるさと納税制度が有効利用されず、結果として、市の収支に継続して悪影響を及ぼしている。</p> <p>平成20年の地方税法の改正によりふるさと納税制度が導入され約10年経過している。市は、従来この制度を積極的に活用して来なかったことから、市民が他の市町村に寄附することで控除される市民税額が、寄附金受入額を大きく上回っている。市民税減収分の75%は国の普通交付税で措置されているが、制度導入により最近5年間で約2億の市民税が実質減少している。</p> <p><u>財政基盤の健全化のためには、この制度の活用は必須であり、積極的な取り組みが必要である。</u></p> <p><u>市の稼ぐ力を底上げする方針に適合するよう、ふるさと納税制度を最大限活用し、収支を改善すべきである。</u></p>	措置	<p>現に制度として存在するふるさと納税制度を最大限に有効活用する必要があることから、返礼品競争には距離を置き節度ある制度運用にとどめるという従来の方針を、令和3年度から転換しました。</p> <p>ふるさと納税制度の強化を図るため、返礼品を公募によって選定し、令和3年10月からラインナップを大幅に拡充しました。</p> <p>今後もふるさと納税制度の趣旨を尊重しつつ、引き続き魅力ある返礼品の設定を行い、寄附額の増加と収支の改善に取り組みます。</p>

<p>移住推進課 (p.102)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (5) ふるさと寄附金（ふるさと納税） 2) 資金使途を選択できるふるさと寄附金（意見） 芸術や教育等の公益活動を行う団体の事業等を寄附者が指定して寄附できる形式でのふるさと寄附金の受け入れは行われていない。 観光資源の整備・充実や教育・文化の振興については、事業への想いを共感していただける多くの人に取り組み姿勢を発信することで、返礼品の差別化による寄附金受入とは異なった内容の寄附を受け取る機会が増加すると考える。 <u>寄附金の受入れを①地場産業の振興を目的とした返礼品と②資金の使途（事業）を両輪としたふるさと寄附金制度とすることも有用であり、その活用が望まれる。</u></p>	<p>対応状況</p>	<p>ふるさと納税制度の積極活用に伴い、返礼品を事業者から随時募集することとし、令和3年10月からラインナップを大幅に拡充しました。 また、資金使途をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る、クラウドファンディング型の寄附募集についても、令和4年7月からの実施を予定しています。 今後は返礼品と資金の使途を両輪とした寄附の募集に取り組みます。</p>
<p>移住推進課 (p.103)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (5) ふるさと寄附金（ふるさと納税） 3) ふるさと寄附金の管理体制（意見） 現状の体制や仕組みは次のとおりである。 ・ ふるさと寄附金の担当者が数名のみ(兼務2名) ・ 寄附金の受払管理・返礼品の受払管理はスプレッドシート(令和2年度実績約700件) <u>ふるさと寄附金の受入件数が増加したとき、現在の組織体制・スプレッドシート管理では、対応できなくなるおそれがある。</u> これまでは寄附金の受入件数が少なく、制度や実務に精通した担当者が対応しているため、ふるさと寄附金の受入や、返礼品の発送等で、大きな誤り事例は生じていないが、今後の受入寄附金の増加や人員異動でノウハウ引継が的確に行われな</p>	<p>措置</p>	<p>ふるさと納税制度の積極活用に伴い、寄附金の受入件数が増加することを想定し、組織体制や管理体制の見直しを図りました。 ・組織体制 令和3年10月から、返礼品発注・発送管理業務を主としたふるさと納税業務を、業務に精通した民間事業者に委託し、事務の効率化と管理体制の強化を図りました。 ・スプレッドシート管理 令和3年10月から、委託事業者が提供するふるさと納税専用の管理システムに切り替え、寄附件数の増加を想定した、寄附者情報管理及び返礼品発注・発送管理を行うこととしました。</p>



	<p>など、この制度を十分に活用できなくなるおそれがあり、管理体制の構築が望まれる。</p>		
<p>移住推進課 (p.103)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (5) ふるさと寄附金（ふるさと納税） 4) 寄附金受領証明書の発行管理（意見） 寄附金受領証明書の発行管理はスプレッドシートで管理され、まつもと暮らし応援課のみがアクセスできるサーバー内のフォルダに保存されている。また、<u>受領証明書は汎用紙に印刷しており、専用紙は使用していない。ふるさと寄附金の受入件数が増加した場合、現状の組織体制・スプレッドシート管理では、適切に対応できないおそれがある。寄附金受領証明書の発行体制について検討することが望まれる。</u></p>	<p>措置</p>	<p>ふるさと納税制度の積極活用に伴い、寄附金の受入件数が増加することを想定し、組織体制や管理体制の見直しを図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制 令和3年10月から、受領証明書の発行管理業務を、業務に精通した民間事業者へ委託し、事務の効率化と管理体制の強化を図りました。</li> <li>・スプレッドシート管理 令和3年10月から、委託事業者が提供するふるさと納税専用の管理システムに切り替え、寄附件数の増加を想定した、受領証明書の発行管理を行うこととしました。</li> <li>・受領証明書用紙 令和4年6月から、汎用紙を専用紙（偽造防止用紙）に切り替えました。</li> </ul>
<p>総合戦略室 (p.103)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 1 市税 (5) ふるさと寄附金（ふるさと納税） 5) 企業版ふるさと納税（意見） 企業版ふるさと納税について、平成28年度に4社から100万円の実績があったが、平成29年度から令和2年度の間には寄附金の受入実績がない。 財政基盤の健全化を目指す市の方針と、企業版ふるさと納税の実績が適合しておらず、また、既存の制度が有効利用されていない。 令和2年4月以降の制度全体の寄附受入額は、企業版ふるさと納税制度の拡充により全国的には3倍以上となっており、寄附金受入を増やしている団体も多く、令和2年4月以降、制度が拡充され、企業側のメリットも増加している。 市の財政基盤の健全化に寄与するよう、企業版のふるさと納税の制度を最大限活用すること</p>	<p>対応状況</p>	<p>令和3年度の企業版ふるさと納税制度による寄附は、4社から3,150万円を受け入れました。 寄附受入れのさらなる増加に向け、令和4年1月から、企業版ふるさと納税の獲得に全庁を挙げて取り組むこととし、改めて庁内に周知を図りました。わかりやすいチラシなどを庁内で共有し、職員のPR活動に活用できるようにします。 また、市公式HPなどを活用し、「上高地 再生と安全プロジェクト」などの具体例を示し、積極的な情報発信に取り組めます。</p>

	が望まれる。		
行政管理課 (p.107)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>2 使用料及び手数料</p> <p>1) 使用料等の決定基準の明確化(意見)</p> <p>現在、市は使用料及び手数料についてその決定に当たっての基本的な考え方を示していない。</p> <p>市が管理する公共施設・設備は老朽化が進み、それらの更新投資または長寿命化投資必須の状況となっている。この投資や施設・設備の適切な維持管理、その他質の高い行政サービスを市民等に提供するためには、使用料及び手数料を適正水準に決定することは不可欠である。市はファシリティマネジメントの実施に当たり「松本市個別施設計画」を令和3年3月に公表しているが同計画実施のための財源確保に対する考え方は明らかではない。</p> <p>使用料及び手数料を設定するにあたっては、「コストの見える化」を図るとともに、公共部門と民間部門との役割分担(公共関与の必要性)や、民間における同種・類似サービスの提供の状況、市が実施する様々な施策との整合性などを踏まえて適切な水準を設定する必要がある。また、税金等を財源とする公費を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確にすることで、利用する者とししない者との負担の公平性・公正性を確保するとともに、「受益と負担の適正化」を図ることが重要となる。そのためには、公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関する「コストの見える化」を進めるとともに、使用料及び手数料について、利用する者とししない者との負担の公平性・公正性を確保するため、コストの算定方法や、そのコストに対する受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにし、使用料等の決定基準を明</p>	対応状況	<p>使用料等の見直しについては、行政改革の重要課題の一つと認識しつつも、市民サービスの側面から、(消費税率の引上げに伴う見直しを除き)未着手になっているものがあります。</p> <p>老朽化の進む公共施設を適切に維持管理するため、公共施設に関するコストの更なる見える化に努めるとともに、使用料等の見直しに係る基本的な考え方を示し、施設の実情を踏まえた上で、受益者負担の適正化を検討する必要があると考えます。</p> <p>令和5年度中を目途に公共施設使用料等の算定基準を策定するとともに、原価計算基礎データを整備します。令和6年度以降、順次、新算定基準に基づく使用料等の見直しを進めます。</p>

	<p>確にすることが望まれる。</p> <p>また、「コストの見える化」によりコスト削減の取り組みに対する情報提供が可能になる。</p>		
<p>住宅課 (p.117)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (1) 市営住宅家賃及び駐車場使用料(建設部) 1) 公営住宅の入居率の向上(意見)</p> <p>松本市公営住宅の入居率は、平成28年度81.1%、平成29年度78.7%、平成30年度76.6%、令和元年度76.3%、令和2年度76.4%と推移している。また、空室戸数は、平成28年度544戸、平成29年度617戸、平成30年度683戸、令和元年度687戸、令和2年度664戸と推移している。令和3年度から令和6年度にかけ耐震等の問題から150戸解体予定であることを考慮しても申込資格のある希望者がいればまだ十分に入居が可能な状況となっている。</p> <p>現在、寿団地6(火災2、DV2、その他2)、竹淵団地3(コロナ離職)、浅間南団地2戸(遠隔地学生)他災害の規模に応じて都度必要戸数を確保する方針とのことであるが、政策的に確保すべき空室戸数の方針を決定後、実質的に入居可能戸数を明らかにした上で、現在検討中とのことであるリノベーション、若者世帯増加のための入居要件の緩和(収入基準、同居要件)他の施策により入居率を向上することが公営住宅設置の趣旨、歳入増加の点において望ましい。</p>	<p>対応状況</p>	<p>市営住宅の入居率は年々減少しており、入居可能な空き住戸は現在約500戸あるため次の対応をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政策空家の決定 従前からの確保数11戸に加えて災害等に備えた住戸として、30戸を確保します。(寿田町、寿、野溝団地を各10戸ずつ) ※中層耐火構造等の集合住宅での空家の確保は入居者の共益費等の負担が増加するため平屋建・2階建の長屋を選定</li> <li>2 入居要件の見直し 現在の空室戸数からして入居要件を緩和しても従前基準の入居資格者の入居を大きく阻害しない事から、入居要件を見直します。</li> <li>3 抽選受付回数の増加 入居率の向上、セーフティーネットとしての機能強化のため、年2回を4回に増やしました。</li> <li>4 若者世帯向け改修事業 既存住戸を若者(子育て世代)の生活スタイルに合わせたリノベーションを行い、入居率の向上及び地域コミュニティの活性化を図ります。</li> </ol>
<p>住宅課 (p.117)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (1) 市営住宅家賃及び駐車場使用料(建設部) 2) 住宅家賃の収納率の向上(意見)</p> <p>高齢者や母子世帯等の生活困窮者の増加により、市の住宅家賃(駐車場使用料除く)の収納率</p>	<p>対応状況</p>	<p>市営住宅家賃の収納率の向上については、現年度分家賃の滞納者を早期に抽出し、督促及び納入催告を行い、納入に応じない者には、保証人への納付指導の依頼、電話・臨戸訪問による納付勧奨を実施します。</p> <p>納付勧奨等に応じない者には、最終手段として明渡請求等法的措置を実施します。</p>

	<p>は、平成 28 年度 83.0%、平成 29 年度 82.8%、平成 30 年度 82.1%、令和元年度 80.8%、令和 2 年度 80.2%と低い水準で推移している。特に過年度からの繰越分に対する収納率は、10%未滿で推移している。</p> <p>市の歳入の点から収納率の向上を一層推進すべきであり、現在実行中の下記ア～エの施策を今後も推進し収納率の向上に努められたい。また、各々の施策に対する効果の分析、滞納理由の分析ほかにより今後の収納率向上に役立てることができればさらに望ましい。</p> <p>ア 現年度分家賃の収納強化による滞納繰越家賃の抑制</p> <p>イ 連帯保証人への定期的な納入指導依頼の実施（8月及び2月の2回を予定）</p> <p>ウ 悪質滞納者等に対する住宅の明渡請求等法的措置の実施（9月及び2月議会予定）</p> <p>エ 高額所得者に対する明渡請求等法的措置の実施</p>		<p>滞納者の相談に応じ、経済的に困難である場合には減免制度の利用を勧奨しています。</p>
<p>維持課 (p.122)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>2 使用料及び手数料</p> <p>(2) 駐車場使用料</p> <p>(2)ー 2 松本駅アルプス口広場 自家用車整理場使用料及び 松本駅お城口自家用車整理 場使用料（建設部）</p> <p>1) 業務処理記述書等の整備 (意見)</p> <p>松本駅アルプス口広場自家用車整理場使用料及び松本駅お城口広場自家用車整理場使用料に係る一連の業務処理について、指定管理者に係る業務は委託契約書の規定に基づき、また市の担当課に係る業務は条例、施行規則等に基づき行われることになる。しかし、松本駅アルプス口広場自家用車整理場使用料及び松本駅お城口広場自家用車整理場使用料に係る担当課の具体的な業務処理について明文化された業務処理記述書、マニュアル等のルールがない。</p>	<p>対応状況</p>	<p>現在、担当課における業務処理に係るマニュアルの整備を進めています。</p> <p>これにより業務処理の「見える化」や画一的な業務の実施に努めます。</p> <p>また、マニュアルの整備に当たっては、自転車推進課の「松本駅北自転車駐車場使用料について」、交通ネットワーク課の「毎週定例作業マニュアル」等を参考にしていますが、両課より市としての統一的な体裁が作成された場合には対応する予定です。</p>

	<p>業務処理記述書、マニュアル等を整備することにより業務処理が「見える化」され、画一的な業務が実施され、業務処理上のリスク及びリスクに対応するコントロールが明確になるとともに、職員の異動に伴う引継ぎにも役立つため整備することが望まれる。</p> <p>自転車推進課の「松本駅北自転車駐車場使用料について」、交通ネットワーク課の「毎週定例作業マニュアル」等を参考してもいいが、市として統一的な体裁で作成できればさらに望ましい。</p>		
<p>自転車推進課 (p.126)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (2) 駐車場使用料 (2)-3 松本駅北自転車駐車場使用料 1) 自動精算機から出力される精算ジャーナルとの照合及びその保管（指摘）</p> <p>市は、指定管理者からの月次報告書と財務会計システムからの歳入予算整理簿の金額を照合後、使用料の調定を行っている。なお、市は、指定管理者が保管している自動精算機から出力される精算ジャーナルと指定管理者の月次報告書等を随時照合している。</p> <p>精算ジャーナルは、自転車駐車場使用料の集金額の正確性・網羅性を保証する重要な証拠である。したがって、月次報告書の毎日の集金額と毎日の精算ジャーナルを照合すべきである。また業務処理基準書である「松本市自転車駐車場の管理運営に関する仕様書」において市が所有する自動精算機から出力される精算ジャーナルについては、指定管理者が保管するとしているが、市においてその文書管理に係る規程等で定める年数で保管すべきである。</p>	<p>措置</p>	<p>松本市自転車駐車場の管理運営に関する仕様書において、指定管理者から月次報告と併せて精算ジャーナルの提出を明記します（令和5年度協定から）。</p> <p>令和4年度は仕様書中「14 実績報告、(4) その他市が指定するもの」に精算ジャーナルを含めるものとして指定管理者に提出を求めます。</p> <p>駐輪場新システムが開始した令和2年9月分から、文書管理に定められた保存年限に基づいて、5年保存とします。</p> <p>使用料の調定時に、指定管理者の月次報告、精算ジャーナル及び財務会計システムの歳入予算整理簿の照合を実施します。</p>

<p>維持課 (p.134)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (3) 道路、河川占用料 1) 道路情報管理システムへの投資（意見）</p> <p>道路情報管理システムは、現状の道路占用許可の情報を管理しており、遡及情報の管理は出来ず、同システムから道路占用料の各年度決算値の内訳情報を得ることはできない。また、その情報は整理されていない。</p> <p>道路等占用料の管理が、道路情報管理システムと財務会計システムの両システムにわたり行われているが、システム間の連携が十分できていないことから業務が不効率となっている。</p> <p>I T環境は、近年目まぐるしく進展しているが、このような環境変化に対応し、業務を効率的、適正に行うには、計画的なシステムの更新投資を行う必要がある。しかし、道路情報管理システムは、約10年更新されておらず、I C T環境に十分適合しているとはいえない。</p> <p>業務の効率性が損なわれると、住民サービスの低下、処理の適正化リスクが高くなるおそれがあることから、業務処理の効率化を意識したシステム投資を早急に行うことが望まれる。</p>	<p>対応状況</p>	<p>道路情報管理システムの更新と税系システムへの連携に向け、実施計画53号へ計上し、占用料管理システムを税系のシステムへ統合できるように対応中です。</p>
<p>維持課 (p.134)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (3) 道路、河川占用料 2) 占用料の徴収事務の適正化（指摘）</p> <p>道路占用料及び公共物占用料は「松本市市道等の占用料徴収に関する条例」及び「松本市公共物の管理等に関する条例」に基づき市が徴収する。これらの占用料は、市道又は公共物（以下市道等）の占有者による許可申請による占用許可に基づき請求し、徴収される。</p> <p>市道等の占用許可申請の網羅性についての調査は実施されていない。担当課の業務遂行の中</p>	<p>対応状況</p>	<p>占用料の遡及請求については、既設の占用物件の設置日が明確にできない案件がほとんどであるため、遡及期間を一律で設けるのは困難です。そのため、案件毎に遡及期間を設定する必要があるものの、実務上、公平かつ適切な請求管理を実施していくことは大変難しい状況です。</p> <p>今後、費用対効果を含め、他市町村の事例等を幅広く調査・検討し、占用料徴収事務の適正化に努めます。</p> <p>占用許可の網羅性について、市道占用・公共物占用共に警察と連携し、道路使用許可と占用申請を紐づけするよう調整を図り、対応してい</p>

	<p>で許可申請が行われていないことが明らかな物件については、許可申請の指導をその都度実施している。その結果、市道等を継続占有する者から事後的に許可申請された場合、遡及して占有料は徴収されておらず、将来期間にわたってのみ徴収している。許可申請までの占有期間に係る占有料の徴収について取り扱いが明確でない。</p> <p>また、市道等の占有状況の管理は、許可申請された案件が対象であり、その占有状態は網羅的には把握できていないことから、公平かつ適切な請求管理が実施できていない。</p> <p>許可申請の網羅性に対する考え方、占有料徴収についての徴収事務の適正化等について検討すべきである。</p>		ます。
維持課 (p.134)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>2 使用料及び手数料</p> <p>(3) 道路、河川占有料</p> <p>3) 規定違反に対する罰則の適用（意見）</p> <p>道路占有及び公共物占有について規定違反に対する罰則がそれぞれの条例等において規定されているが、過去、罰則を適用した事例はなく、罰則の適用ルールが明確でない。</p> <p>罰則適用の考え方をガイドライン等により明確にすることが望ましい。</p>	対応状況	ガイドライン等の策定に向けて検討します。
維持課 (p.134)	<p>Ⅲ 監査対象業務</p> <p>2 使用料及び手数料</p> <p>(3) 道路、河川占有料</p> <p>4) 占有料の減免（意見）</p> <p>市道占有料の減免についての規定はあるが、申請の要否等その手順は明確でない。また、公共物占有料の免除については「松本市公共物の管理等に関する条例施行規則」で申請手続きが明記されている。</p> <p>減免の適用に当たって、市道等の占有料は、許可申請に係る起案書の中で減免理由が記載さ</p>	対応状況	<p>市道占有料及び公共物占有料を免除・減免する際には、決裁文書に免除・減免の根拠を明記するよう事務処理を改めました。</p> <p>これにより担当者及び審査担当者による恣意的な判断は排除できると考えます。</p> <p>条例上、市道占有・公共物占有料の減免・免除については、その対象団体及び対象物が明確に記載されていますが、それ以外の免除申請に対する減免判断基準については今後検討します。</p>

	<p>れているが、条例等における適用条項(減免該当条項)は明示されていない。公共物占用料の免除については、免除申請することとなっているが、実務上免除申請書類は徴取せず起案書類等で担当課が免除判断を行っている。</p> <p>それぞれの占用料の免除について、その根拠が決裁文書上明示されておらず、規定に合致した判断が明確でなく、公共物占用料の免除申請の実務が、規定に沿ったものではない。</p> <p>また、市道占用料の減免と公共物占用料の免除について規程が整合していない。</p> <p>占用料の減免については公平性・公正性の観点から減免判断の基準を明確にして、審査担当者の恣意的な判断の入らないよう、規程等を整備することが望ましい。</p>		
<p>維持課 (p.135)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (3) 道路、河川占用料 5) 市道及び公共物占用許可申請に係る市民への周知(意見)</p> <p>道路占用及び公共物占用は「道路法」及び「松本市公共物の管理等に関する条例」に基づき市が管理し、占用をしようとする者から占用許可申請を受けなければならない。</p> <p>無申請占用も存在するがその状況を網羅的に把握する術は現在ない。なお、建設事業者の無申請占用もある。</p> <p>市道等及び公共物占用について法令等により許可申請が必要なことは、市のホームページで「市道占有行為について」及び「河川水路等の占用行為について」のページで申請手順を中心に掲載しているほかは、市民等に周知することは特段行われていない。</p> <p>現状では、市道及び公共物(以下市道等)の占用が、法令等で規制されていることが市民等に十</p>	<p>対応状況</p>	<p>申請に関する周知については、ホームページに掲載しました。</p> <p>屋外広告物については、都市計画課と連携した対応を検討します。</p>



	<p>分理解されているとはいえない。ホームページの掲載においても許可申請の対象が明示されておらず、また関連条例の条項も参照していないため、周知としては十分でない。建設、土木工事を専業とする事業者への周知も徹底されていない。</p> <p>市民等に占用行為について許可申請が必要なこと、占用料の納付が必要なことを積極的に周知することが望まれる。</p> <p>占用行為の許可申請について先進的な団体の活動を参照し、市としての取組を再検討すべきと考える。</p> <p>また、特定の地域、特定の事業者への周知活動の強化も検討すべきと考える。</p> <p>屋外広告物については、「屋外広告物適正化旬間」を設け広報している。この主管課(都市計画課)との連携をより密にして、占用の許可申請を統合するなど市民目線での業務手順を検討することが望まれる。</p>		
<p>維持課 (p.135)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (3) 道路、河川占用料 6) 道路占用許可基準の周知(意見)</p> <p>市道占用に関する許可基準(許可を受けられる物件)は、「松本市市道等の占用料徴収に関する条例」や「松本市市道の占用等に関する規則」に示されているが、市民等に分かりやすく説明したものとしては、「道路占用許可申請の手引き(地下埋設物件編)」のみである。</p> <p>地下埋設物件については市のホームページ「市道占用について」に「道路占用許可申請の手引き(地下埋設物件編)」が掲載され、その中で対象が明示されている。しかし、それ以外の物件については、手引き等は準備されておらず、明示もされていない。</p> <p>現在、占用許可手続、許可基準等については、市民等から維持</p>	<p>対応状況</p>	<p>ホームページへの掲載方法を変更し、占用物件の具体例を数多く明示した他、申請の手続きに加え、申請書の書き方や記載例を掲載しました。</p> <p>屋外広告物については、都市計画課と対応を検討します。</p>

	<p>課に照会があった都度、詳細に説明対応している。</p> <p>また、屋外広告物の許可申請について「松本市広告物条例」が別途規定されており、「屋外広告物条例のあらまし」において許可基準が説明されている。しかし、道路占用許可との関係は明確にされていない。同一の広告物について「松本市広告物条例」に基づく許可審査手数料と「松本市市道等の占用料徴収に関する条例」に基づく占用料が課されている。</p> <p>市は、「公の道路に私的なものを設置、もしくは突出させるためには管理者に許可申請をし、許可を得てから実施することは一般常識と考え、積極的に周知・広報してこなかった。」としているが、占用許可の申請状況、国土交通省や他団体の行っている周知の状況に鑑みると、市民に道路占用が原則禁止、許可を得たものに限り占用可能という理解を求めるための周知としては十分ではない。また、道路占用料を網羅的に徴収するための基礎情報の周知が十分ではなく、占用料の徴収について公平性が確保されているとはいえない。</p> <p>市民等への十分な周知なくしては、網羅的な占用料の徴収は困難であり、占用管理担当職員への負荷も掛かる結果となる。道路占用は、限定的に許可され、占用料の負担もあることを広く市民等に周知する方法を検討することが望まれる。</p>		
<p>公園緑地課 (p.140)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (4) 施設使用料 (4)ー1 公園使用料(建設部) 1) 公園使用料の市民への周知(意見)</p> <p>市が管轄する公園について、公園の紹介、利用上の注意、使用許可・占有許可について市ホームページに掲載されている。</p> <p>市へ納付すべき公園使用料に</p>	<p>措置</p>	<p>松本市ホームページに使用料の体系について、有料、無料、減免に関する情報を令和4年6月に掲載しました。</p>

	<p>については、閲覧可能な松本市都市公園条例別表第2（第27条関係）において定められているが、市が運営し、市民が日常閲覧できる市ホームページに使用料の体系、有料無料、減免に関する情報は掲載されていない。</p> <p>公園使用料について使用許可申請時に使用者からの利用方法等の聴き取りにて有料無料、減免の判断をするため、一概に定型化できるものではないが、公園使用料について、使用料の体系、有料無料の例（例えば企業等団体の花見が有料の場合あり。）、減免の制度等につき市ホームページに掲載することは市民にとって有用であり、また無断使用の防止が期待できることから、市ホームページに使用料の体系、有料無料、減免に関する情報を掲載することが望ましい。</p>		
<p>農政課 (p. 146)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (4) 施設使用料 (4)ー3 四賀地区クラインガルテン使用料（農林部） 1) 条例に規定する使用年限の遵守（指摘） ラウベ(簡易宿泊施設)付き農園の使用期間は、1年を限度とし、市長が認めたときは4回まで使用期間を更新することができる。四賀地区において使用料は、1年目を高く、2年目以降を1年目の約5割から7割（坊主山）又は約8割（緑ヶ丘）に設定している。5年の利用により一旦更新終了となるが、使用者は新規許可扱いとして1年目の高い使用料を支払うことで更に5年利用している例が見受けられる。 実質6年目の更新であっても、1年目の高い使用料を徴収することで新規許可として取り扱っている。条例の解釈にもよるが第3条に準拠していないおそれがある。公平性という観点</p>	<p>対応状況</p>	<p>6年目以降の利用を認める旧四賀村の運用を、合併以降も継続してきたことが高い利用率を維持してきた一つの要因であると考えます。 しかし、条例順守、公平性確保の観点から、今後、運用の見直しを進めます。 また、クラインガルテン利用年限が満了する利用者の受け皿について、空き家の活用も含め、地域の皆さんとともに、研究を進めます。</p>

	<p>からは、より多くの市民等に機会が与えられるべきである。</p> <p>利用者の声ではせっかく愛着をもって地域に溶け込んでも5年で一切の関係が断たれるのは忍びないということである。クラインガルテンの目的は遊休荒廃地の整備のほか田舎に都会住民を呼び込むことも期待されており、6年目を新規使用許可扱いすることは地域に愛着を持ってくれた利用者を手放さないための苦肉の策とも考えられる。条例による更新回数を遵守し、施設利用の公平性を保つとともに、空き家利用による永住施設等クラインガルテン利用年限を超えた利用者に対する受け皿を整備することを検討すべきである。</p>		
<p>農政課 (p.146)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (4) 施設使用料 (4)ー3 四賀地区クラインガルテン使用料(農林部)(意見) 2) クラインガルテンの使用料の水準</p> <p>クラインガルテン四賀地区の利用率はほぼ100%を継続しており、単年度のキャッシュ・フローベースでは事業は黒字となっている。黒字については「松本市坊主山・緑ヶ丘クラインガルテン整備基金条例」により基金に積み立てを行い、大掛かりな修繕等を行う場合は基金より必要額を取り崩し、支出に充当している。令和2年度末の同基金の残高は157,125,654円であるが将来のキャッシュ・フローの黒字を加味しても建て替えによる更新投資に見合った基金の残高及び使用料の水準とはなっていない。</p> <p>クラインガルテンの目的として遊休荒廃地の整備、田舎に都会住民を呼び込むことを期待することがあるが、目的を加味して割り引いても更新投資に見合わない水準の使用料につい</p>	<p>対応状況</p>	<p>現在の使用料は、合併前の旧四賀村から引き継いだもので、単年度収支は黒字となっていますが、将来を見据えた水準ではないと認識しています。</p> <p>今後の維持管理費用や施設の在り方などの見直しを含め、適切な使用料を検討することは必要ですが、使用料の見直しによる利用者の減少が懸念されることから、慎重な判断が必要だと考えます。</p> <p>適切な使用料水準については、今後、総合的に検討を進めます。</p>

	<p>ては、受益者が抽選の結果当選したものに限られることから、公平性について問題があるものと思われる。</p> <p>また、使用年限5年を超えての長期の利用が常態化している例においては（中には施設開設時からの継続利用者もいる。）施設の私有化にも等しいことから現在の使用料の水準は低すぎ、限定された利用者の優遇ともいえる。</p> <p>実質利用期間の長期化が常態化するならば使用料金を、更新投資を見据えた水準まで引き上げるべきである。</p> <p>地域の魅力を発信し、都会住民を田舎に呼び込むことを主な目的とするならば、機会の公平性の確保、使用年限到来後の利用者の受け皿への対処等地域開発を総合的に設計する中での使用料の水準を検討することが望ましい。</p>		
<p>農政課 (p. 150)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (4) 施設使用料 (4)－4 奈川地区クラインガルテン使用料（農林部） 1) 条例に規定する使用年限の遵守（指摘） ラウベ(簡易宿泊施設)付き農園の使用期間は、1年を限度とし、市長が認めたときは4回まで使用期間を更新することができる。</p> <p>奈川地区の更新においては翌年度利用の意向調査を行い、継続の意向があれば更新手続きを行い、継続の意向がなかったものについて翌年度の新規募集を行っている。5年経過後は新規の応募がなく、継続意向がある場合、6年目の更新を認めることとしている。</p> <p>しかしながら、指定管理者ながわ楽農倶楽部管理組合で運用している「奈川地区クラインガルテンの使用にあたって」では、最長10年、平成27年度までの</p>	<p>対応状況</p>	<p>6年目以降の利用を認める旧奈川村の運用を、合併以降も継続してきたことが高い利用率を維持してきた一つの要因であると考えます。</p> <p>しかし、条例順守、公平性確保の観点から、今後、運用の見直しを進めます。</p> <p>また、クラインガルテン利用年限が満了する利用者の受け皿について、空き家の活用も含め、地域の皆さんとともに、研究を進めます。</p>

	<p>利用者は15年（平成17年度以前利用開始者は18年間）更新を認めている。</p> <p>松本市クラインガルテン条例第3条但し書きに準拠していない。公平性という観点からは、より多くの市民等に機会が与えられるべきである。</p> <p>利用者の声ではせっかく愛着をもって地域に溶け込んでも5年で一切の関係が断たれるのは忍びないということである。クラインガルテンの目的は遊休荒廃地の整備のほか田舎に都会住民を呼び込むことも期待されており、6年目を新規使用許可扱いすることは地域に愛着を持ってくれた利用者を手放さないための苦肉の策とも考えられる。条例による更新回数を遵守し、施設利用の公平性を保つとともに、空き家利用による永住施設等クラインガルテン利用年限を超えた利用者に対する受け皿を整備することなどを検討すべきである。</p>		
<p>農政課 (p.150)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (4) 施設使用料 (4)ー4 奈川地区クラインガルテン使用料（農林部）（意見） 2) クラインガルテンの使用料の水準</p> <p>クラインガルテン奈川地区の近年の利用率は95%以上を継続しており、単年度のキャッシュ・フローベースでは事業は黒字となっている。黒字については「松本市大原・神谷・入山クラインガルテン整備基金条例」により基金に積み立てを行い、大規模修繕等を行う場合は基金より必要額を取り崩し、支出に充当している。令和2年度末の同基金の残高は21,743,272円であるが将来のキャッシュ・フローの黒字を加味しても建て替えによる更新投資に見合った基金の残高及び使用料の水準とはなっていない。</p>	<p>対応状況</p>	<p>現在の使用料は、合併前の旧奈川村から引き継いだもので、単年度収支は黒字となっていますが、将来を見据えた水準ではないと認識しています。</p> <p>今後の維持管理費用や施設の在り方などの見直しを含め、適切な使用料を検討することは必要ですが、使用料の見直しによる利用者の減少が懸念されることから、慎重な判断が必要だと考えます。</p> <p>本年度から、施設の劣化状況を調査し、長寿命化に向けた施設改修計画の策定に取り組むとともに、施設改修にあわせて使用料の見直しに着手します。</p>

	<p>クラインガルテンの目的として遊休荒廃地の整備、田舎に都会住民を呼び込むことを期待することがあるが、目的を加味して割り引いてみても更新投資に見合わない水準の使用料については、受益者が抽選の結果当選したものに限られることから、公平性について問題があるものと思われる。</p> <p>また、使用年限5年を超えての長期の利用が常態化している例においては施設の私有化にも等しいことから現在の使用料の水準は低すぎ、限定された利用者の優遇ともいえる。</p> <p>実質利用期間の長期化が常態化するならば使用料金を、更新投資を見据えた水準まで引き上げることも検討すべきである。</p> <p>地域の魅力を発信し、都会住民を田舎に呼び込むことを主な目的とするならば、機会の公平性の確保、使用年限到来後の利用者の受け皿への対処等地域開発を総合的に設計する中での使用料の水準を検討することが望まれる。</p>		
<p>会計課 (p.155)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (5) 手数料 1) 収入行為に係る調定事務 (指摘)</p> <p>本庁、支所・出張所等の窓口で市民税等の証明書発行事務を行っており、日次又は週次単位で調定行為を行い歳入計上している。</p> <p>手数料の調定は、調定の基礎資料から財務会計システムに所定の情報を入力し、モニターに表示された情報に誤りがないことを確認し「OK」キーを押すことによって行われる。この作業の後、「調定書」を同システムから印刷し、部課長等の決裁権者に添付資料とともに回付され、確認、決裁が行われる。しかし、この作業の後、同システムに調定作業終了のキーインは行われ</p>	<p>対応状況</p>	<p>財務会計システムは、令和5年4月に電子決裁が導入され新システムに更新する予定です。</p> <p>更新後の調定は、最終決裁権者で確定となり、システム上の調定完了と規定上の調定完了の時点は同じとなるため、適正な処理となる見込みです。</p>

ない。

したがって、システム上の調定完了と規定上の調定完了の時点は異なっている。システム上の決裁日（調定日）は入力処理日となっている。

支所、出張所等における手数料収入の調定は、原則日次で行われているが、次のような事例が認められた。

【某支所】 証明閲覧等手数料関係について、調定行為完了前に手数料相当額を金融機関で納入しているものがあつた。令和3年3月11日窓口收受分900円を前日調定に関する納入通知書兼領収書（金額は同一）を誤って印刷し、当日收受額900円を振り込んでしまった。振込後、誤りに気づき是正対応されている。

このような処理が発生するのは、次の状態が予想される。

- ・ 調定完了前に現金の公金口座への振り込みが行われており、調定行為が形骸化されている。
- ・ 財務会計システムでは、伝票発行処理が正常に処理されたことを確認して「調定書」「納入通知書兼領収書」を印刷することになっているが、この処理が徹底されていない。
- ・ 同一の伝票番号で重複して納入通知書兼領収書の発行が可能であり、発行履歴の管理ができていない。

このように現金徴収に係る事務において十分な検証が行われておらず、担当者の属人的な運用となっており、納入通知書兼領収書の不正発行、使用につながるおそれがある。また、財務会計システムの決裁日（調定日）は、入力処理日となっており伝票起案日と同日となっていることから、調定決裁前に会計上の歳入額が決定され、部課長等による決裁結果が反映されていない。

窓口収納業務において、有効な内部統制が整備され運用され



	<p>ている状況にはないと考える。財務会計システムでの収入計上処理は、調定行為における適切な決裁が行われていたことを確認してから行うよう、徹底すべきである。</p>		
<p>会計課 (p.156)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (5) 手数料 2) 調定取消と納入通知書兼領収書台紙の管理（意見） 現在使用している財務会計システムは、調定決定後、調定取消を入力担当者によってオペレーションすること、また、調定取消前に納入通知書兼領収書の発行は何度でも担当者によって行うことができる状況にある。 調定取消データは、財務会計システムの中に保管されているが、その内容をモニターされることはない。また、納入通知書兼領収書の台紙は、契約管財課から調定部署に支給され使用されているが、その在庫管理、使用状況の管理についての規定はなく、担当者任せとなっている。 したがって、調定外で財務会計システムから納入通知書兼領収書を容易に発行することが可能であり、また専用台紙の使用について管理できる体制にない。 また、調定の決裁権者による確認は、財務会計システムの決裁時以後となり、事後承認の状況にある。 納入通知書兼領収書の発行が、決裁者の承認のないまま発行でき、また、事後的に検証する体制にないことから、現金収受に係る不正行為につながるおそれがあり、適当ではない。調定取消が妥当なものかをシステムによるチェック又は調定取消データのモニタリング等により検証するなど調定取消データの妥当性を検証する仕組みを検討することが望まれる。</p>	<p>対応状況</p>	<p>新財務会計システムで決定された調定は、廃案の起案を別途行い決裁がされない限り取消となりません。 その廃案起案の決裁により取消が妥当かチェックすることとなるため、適正な処理となります。 納入通知書兼領収書台紙の適正な使用管理に努めるよう令和4年度の庶務担当係長会議において周知徹底を図りました。</p>

<p>会計課 (p.156)</p>	<p>Ⅲ 監査対象業務 2 使用料及び手数料 (5) 手数料 3) 手数料等の窓口収納事務 (意見) 地域づくりセンター・支所・出張所の収納事務は、市民課及び市民税課に係るものはセンターに配置されているレジで対応し、その他の主管部署に係るものはレジ外での対応となっている。窓口現金は、日次でレジ現金及びレジ外現金で精算処理され、金額の多寡に関わらず原則として翌日には、調定件数ごとに所定の納付書によって金融機関から公金口座に振り込まれている。したがって、収納金額は細分化され、多くの件数の振込みが行われている。 金融機関との契約により手数料の減免等はあるものの、振込手数料の発生を考慮すると資金移動の方法を再検討することが望ましい。 (例) ・ 調定案件(伝票番号)ごとの振込から一括振込への変更 ・ 日々の振込から一定期間等の単位での振込への変更 ・ 出先機関ごとに集金口座を開設しその口座への直接入金 の検討 など また、レジの精算は、当日の売上を確定(確認)させ、売上の内容を把握するとともに、収納額とレジ内の現金にズレがないかを確認する作業であり、現金管理上重要な手続きである。レジ締め の正確性を求めることで、担当者の釣り銭の着服などの「不正防止対策」としても効果的である。 現在使用しているレジの機能は、窓口の業務に比して十分なものと評価することは出来ない。数種の証明業務を統合項目で入力し、証明発行業務整理のため別途申請書類から集計表を作成し、レジデータが十分に活用されていない。また、レジ機能</p>	<p>対応状況</p>	<p>窓口収納した公金の納付書による納付について、地方自治法や市財務規則の規定により、現金で預かった公金は速やかに公金口座へ納める必要があります。 また、財務会計システムへ入金の消込をすることで、会計管理者が出納状況を把握できるようにする必要があるので、現行の運用を行っています。 地域づくりセンター・支所・出張所でのレジ機能は、令和4年度中に開始予定のキャッシュレス決済専用端末のPOS機能を利用することを計画しています。 そのPOS機能を利用して、支所・出張所での収納管理を一本化することができるようになることから、ご指摘の懸案事項が解消される見込みです。</p>
------------------------	--	-------------	--

	<p>の制約から、市民課及び市民税課以外の部署の業務に係る料金収納はレジ外で行われていることから、業務の効率性も損なわれていることになる。</p> <p>証明書発行に係る業務の効率化を図るため、窓口収納業務情報の収集・蓄積・分析が容易に管理でき、業務の効率化が可能となるPOSレジなどの導入の検討が望まれる。</p>		
--	--	--	--